

● 1 屋外消火栓設備の選定

屋内消火栓設備に替えて屋外消火栓設備を設置する対象物には、当該屋外消火栓設備を実放水して訓練できる自衛消防隊が組織されていること。

● 2 設置場所

- (1) 建物の出入口から概ね 5m以内の位置に設けること。 ◇(1)平成 24 年 1 月 1 日改訂
- (2) 2 階部分も警戒するものにあつては、階段室付近の出入口から概ね 5mの位置に設けること。 ◇平成 21 年 8 月改訂
- (3) 防火対象物の大きさによって、中央部分が未警戒となる場合は、当該部分を 1 号消火栓で警戒すること。なお、当該警戒部分以外に屋内消火栓により警戒する部分がない場合に限り、水源水量及び加圧送水装置の能力は、それぞれの消火栓についての必要量及び能力について合算することを要しない。

● 3 消火栓箱の構造

- (1) 材質・構造は、◇屋内消火栓●2 の例によること。
- (2) 地上式とすること。
- (3) ホース接続口は、消火栓箱内に設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 起動用押しボタンを自動火災報知設備の発信機と兼用しない場合は、原則として当該押しボタンを消火栓箱内に設けること。

● 4 ホース・ノズル

- (1) 結合金具を差込式とした呼称 50 又は 65 の長さ 20mのホース 2 本以上とノズル（以下「放水器具」という。）を消火栓箱内に格納しておくこと。
- (2) ノズルの口径は、19mm以上とすること。
- (3) やむを得ず放水器具を別置きする場合は、材質・構造を◇屋内消火栓●2 の例による専用の格納箱内に収納し、容易に識別できる色で 1 字につき 50 平方Cm以上の「ホース格納箱」と表示する標識を設けること。
- (4) ホース接続口は、呼称 50 又は 65 の差込式とすること。
- (5) 令第 19 条第 3 項第 2 号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放射距離（概ね 10m）を加えて消火できる長さをいう。 ◇(4)平成 25 年 10 月 1 日追加 ◇(5)平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

■ Q & A

（屋外消火栓設備の設置規制について）★

Q1 下図の場合の面積算定と構造について、いかに取扱うべきか（昭和 56 年 9 月 1 日消防予第 198 号消防庁予防救急課長「消防用設備の設置及び設置単位に関する疑義について」に関する質問）



ただし、渡り廊下は消防用設備の設置単位により別棟扱いとする。
 A 同用途の場合は、渡り廊下の面積も含めて A B を合算して木造建築物として取扱う。
 A と B の用途が違う場合は、渡り廊下を A B の比率按分して用途ごとに木造建築物として取扱

う。

Q2



ただし、渡り廊下は消防用設備の設置単位により別棟扱いとする。
 A 1 の回答と同じ。

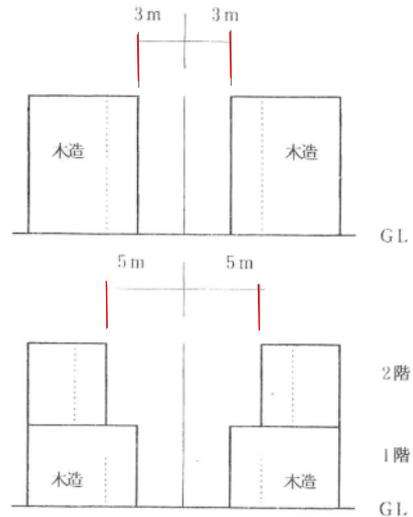
Q3



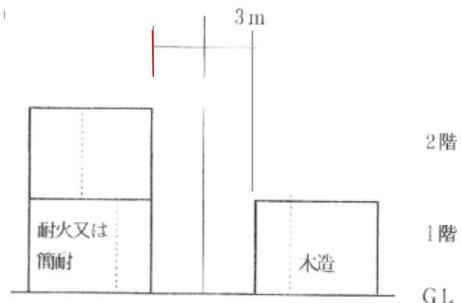
ただし、渡り廊下は消防用設備の設置単位により別棟扱いとする。
 A 同用途の場合は、渡り廊下の面積も含めて A B を合算して木造建築物として取扱う。
 A と B の用途が違う場合は、渡り廊下を A B の比率按分して A の用途は簡易耐火に、B の用途は木造建物としてそれぞれ取扱う。

Q4 令第 19 条第 2 項について、下図の場合はどうのように取扱うか。

(1)



(2)

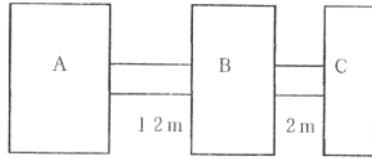


A 令第 19 条第 2 項の解釈は、木造対木造に対して規制したものであり、(1)の例によれば同一棟であり、(2)の場合は、耐火又は簡耐火造であり同一棟でない。
 (Q1. 2. 3. 4 とも昭和 57 年 5 月 14 日県消防防災課回答)

◇ 屋外消火栓設備

(渡り廊下で接続される建築物の取扱いについて) ★

Q 渡り廊下で接続される建築物の取扱いについて
 1 予防業務上の疑義事項について (昭和 55 年 11 月 12 日消防予第 244 号)
 令第 19 条の床面積の算定方法は。



A 建築物の距離に関係なく A・B・C を一棟とする。なお、渡り廊下が不燃材料により造られたものである場合は、令第 32 条の規定を適用し A と B・C に分けて考えてよい。令第 27 条第 2 項 (消防用水) も同様に扱う。

2 消防用設備の設置及び設置単位に関する疑義について (昭和 56 年 9 月 1 日消防予第 198 号)

(1) 令第 19 条第 1 項の設置単位を判断するに際し、「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号)の基準を適用してよいか。

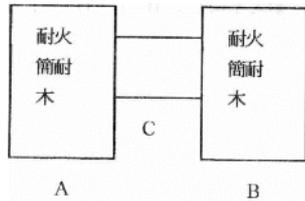
(2) 令第 19 条第 2 項が適用されるのは、渡り廊下等で接続されていない、いわゆる独立した耐火建築及び簡易耐火建築物以外の建築物に限ると解してよいか。

A (1) 渡り廊下で接続されている場合は、令第 19 条第 2 項により一棟として取扱うこと。

(2) 設置単位通達により別棟とみなされる建築物についても適用される。

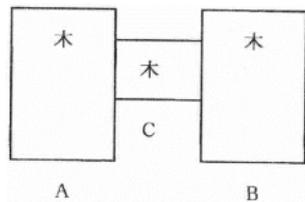
3 令第 19 条第 1 項の適用について。(同一用途)

(1)



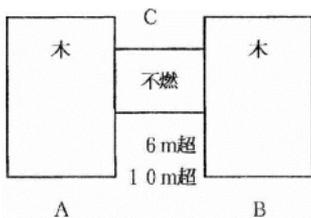
A (1) 原則は、床面積 = A + B + C

(2)



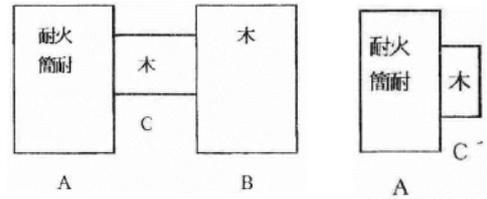
A (2) A + B + C の木造一棟

(3)



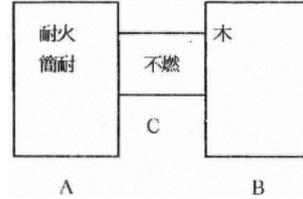
A (3) 設置単位別棟でも木造一棟となる。令第 32 条適用で木造 A と木造 B の別棟扱いできる。廊下部分は面積按分される。

(4)



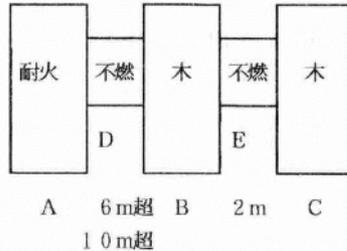
A (4) 設置単位別棟でも A + B + C の木造一棟。按分後、木造部分が残るため。

(5)



A (5) A + B + C の木造一棟。廊下が 6m (1 階)、10m (2 階) を超え設置単位別棟になれば (3) と同様に扱う。

(6)



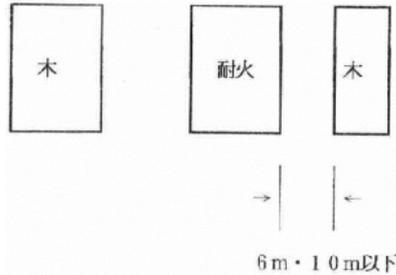
A (6) A + B + C + D + E の木造一棟。令第 32 条適用で耐火 A + D'、B + C + D' + E の木造と扱う。

4 令第 19 条第 1 項の適用について。(異種用途)

A 令第 9 条の規定が適用される。

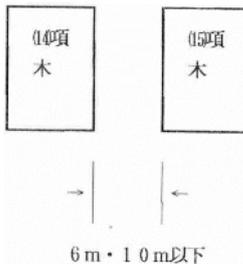
5 令第 19 条第 2 項の適用について。

(1)



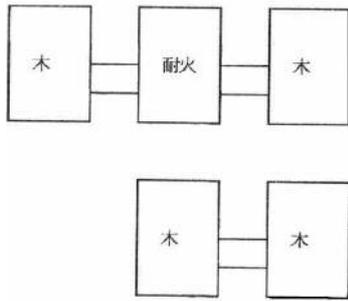
A 同一用途 第 2 項の適用なし。異種用途第 2 項の適用なし。

(2)



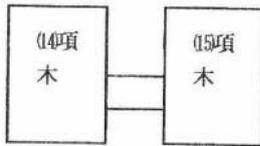
A 異種用途 第 2 項の適用なし。

(3)



A 設置単位別棟でも第 2 項の適用がある。令第 32 条の適用については、前記のとおり。

(4)



A 異種用途(16)項ロとして、令第 9 条の適用がある。

◇ 屋外消火栓設備